

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	4	府省庁名	内閣府
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に定める経済金融活性化特別地区において、法人税及び所得税の特例措置の延長が認められた場合に、税制上の特例措置の延長を講じる。</p> <p>・特例措置の内容 経済金融活性化特別地区において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の延長が認められた場合、個人住民税、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第51条第2項、同法第72条第1項第3号、同法第72条の12第1号ハ、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号、同法第313条第2項		
減収見込額	[初年度] - (▲17) [平年度] - (▲17) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 昭和47年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法に基づき、30年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成14年度以後は、沖縄振興特別措置法に基づき、より民間主導の自立型経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ、当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、平成14年に、金融業務特別地区（以下、金融特区）として創設され、平成26年度に金融特区を発展的に解消して、経済金融活性化特別地区を創設することで、より効果的に沖縄の経済金融の活性化を図ったものである。</p> <p>今回改正（延長）の要望は、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興のための税制上の措置を、沖縄振興特別措置法の期限（令和4年3月31日）に合わせ、要望するものであり、本特例措置を延長することにより、引き続き、対象地区の対象産業を効果的に集積することで、沖縄の経済金融の活性化を図り、もって民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p>		
本要望に対応する縮減案			
	ページ	4—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 12. 沖縄政策</p> <p>【施策】 12. 沖縄振興に関する施策の推進</p>
	政策の達成目標	<p>1. 達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融及び情報関連企業数の増加 ・ 金融及び情報関連企業における雇用者数の増加 ・ 製造品出荷額等の増加 ・ 入込客数の増加 ・ 農業産出額の増加 ・ 漁業生産量の増加 <p>2. 測定指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本税制を活用した企業数の増加 ・ 上述の企業に伴う雇用者数の増加
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和4年3月31日までの1年間
	同上の期間中の達成目標	<p>1. 達成目標</p> <p>令和3年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融及び情報関連企業数 65社 (金融関連企業 30社、情報通信関連企業 35社) ・ 金融及び情報関連企業における雇用者数 1,694人 (金融関連企業 770人、情報通信関連企業 924人) ・ 製造品出荷額等 520億円 ・ 入込客数 819万人 ・ 農業産出額 91億円 ・ 漁業生産量 594トン <p>2. 測定指標</p> <p>令和3年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本税制を活用した企業数 22社 ・ 上述の企業に伴う雇用者数の増加 374人 <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画：H24～R3）を推進する活動計画である沖縄21世紀ビジョン実施計画の目標値により、名護市を対象とした値を用いることとする。</p>
政策目標の達成状況	達成目標の達成状況	

		項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	目標(R3)
企業数(社) ※名護市調べ	金融	14	16	14	15	18	16	30	
	情報	20	24	22	27	31	32	35	
従業員数(人) ※名護市調べ	金融	486	477	506	456	505	530	770	
	情報	556	618	594	590	604	676	924	
製造品出荷額等(億円) ※工業統計調査(沖縄県企画部)		366.4	414.8	412.8	432	451	-	520	
名護市への入込客数(千人) ※名護市観光統計資料(名護市)		5731	5,682	5,633	6,554	6,661	-	8,190	
名護市の農業産出額(億円) ※市町村別農業産出額(農林水産省)		68	73	73	72	71	-	91	
名護市の漁業生産量(トン) ※農林水産統計年報(沖縄総合事務局)		420	336	330	297	280	-	594	
有効性	要望の措置の適用見込み	今後は、平年度8件の適用を見込む。							
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置の積極的な活用により、経済の基盤となる産業の集積及びそれに伴う新たな雇用創出が見込まれるほか、地域内事業者による設備投資を通じた生産性の向上や観光客の受入れ能力向上等による内発的発展が効果的に見込まれ、沖縄における自立型経済の構築に貢献する。							
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> 法人税及び所得税の軽減。 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置。 							
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし							
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—							
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、沖縄県の経済金融の活性化を図るため、金融関連産業、情報通信関連産業、製造業等の様々な業種の立地及び設備投資を促すものである。これら様々な企業に効果的にインセンティブを与える手段としては、限られた財源のもと特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定裁量の下で投資に関する経営判断を行うことができる税制措置が的確である。</p> <p>また、本特例措置は適用要件を設けており、沖縄の経済金融の活性化等に資すると判断される場合に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく必要最小限の措置となっている。</p>							
ページ		4—3							

税負担軽減措置等の適用実績	(過去3年間の適用実績)						
	(単位：件、百万円)						
	項目		H27	H28	H29	H30	R1
	法人住民税	適用額	13	11	5	17	-
	個人住民税	適用額	-	-	-	-	-
事業税	適用額	1	7	2	26	-	

※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成29年度から平成30年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。

※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。

※事業税に地方法人特別税を含んでいる。

※算定できないものについては「-」と記載。

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	(平成30年度実績)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却 法人住民税 7,421千円、事業税 21,888千円 ・ 沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 法人住民税 8,127千円、事業税 - ・ 沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の所得の特別控除 法人住民税 1,318千円、事業税 3,888千円

※事業税に地方法人特別税を含んでいる。

※国税に連動しない場合は「-」を記載した。

税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>平成30年度における本制度の活用企業数は8社、活用企業による雇用者数も283人と着実に増加しており、立地企業による設備投資や雇用の創出が図られている。</p> <p>また、沖縄県が平成29年度に実施した「沖縄振興税制に関する企業アンケート調査(経済金融活性化特別地区)」によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている。</p>								
	<p>1. 測定指標</p> <p>令和3年度までに</p> <p>進出後に本税制を活用した企業数 22社</p> <p>本税制を活用した企業による雇用者数の増加 374人</p>								
	実績・見込み：								
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	活用企業数(指標)	-	-	8	10	15	18	20	22
	活用企業数(実績)	0	4	6	7	8	-	-	-
	活用企業数(見込み)	-	-	-	-	-	9	7	9
	雇用者数(指標)	-	-	136	170	255	306	340	374
	雇用者数(実績)	0	-	213	157	283	-	-	-
	雇用者数(見込み)	-	-	-	-	-	280	218	280

※測定指標はH28年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。

※平成28年度から平成30年度の活用企業数(実績)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」。

※令和元年度から令和3年度の活用企業数(見込み)及び雇用者数(見込み)は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数(見込み)の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。

※雇用者数は沖縄県調査。(H27は調査未実施)

<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>令和3年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融及び情報関連企業数 65 社 (金融関連企業 30 社、情報通信関連企業 35 社) ・金融及び情報関連企業における雇用者数 1,694 人 (金融関連企業 770 人、情報通信関連企業 924 人) ・製造品出荷額等 520 億円 <ul style="list-style-type: none"> ・入込客数 819 万人 ・農業産出額 91 億円 ・漁業生産量 594 トン
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>平成 25 年度から令和元年度までの 7 年間に、特区内の金融関連産業、情報通信関連産業の立地企業は、34 社から 48 社へ、当該企業の雇用者数も 1,042 人から 1,206 人へ増加している。また、製造品出荷額においても、平成 25 年度の約 368 億円から平成 30 年度には約 451 億円へと約 83 億円増加しており、経済活性化が着実に進んでいるものと考えられる。今後も好調な流れを維持しつつ、県土の均衡ある発展による県民所得の向上を目指し、引き続き多様な産業の集積による経済金融の活性化を図る必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 26 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・経済金融活性化特別地区を創設 ・金融特区を廃止 ○平成 29 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・2 年間延長 ○平成 31 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・2 年間延長
<p>ページ</p>	<p>4—5</p>